

一般社団法人 日本書籍出版協会 殿
一般社団法人 日本雑誌協会 殿
一般社団法人 日本出版取次協会 殿
日本書店商業組合連合会 殿

「出版倫理コード」の導入の取り下げについて

2018年12月1日
エンターテインメント表現の自由の会
編集長 坂井崇俊

エンターテインメント表現の自由の会は、書籍・雑誌を含むエンターテインメントのコンテンツ消費者の立場から、出版4団体が主張している軽減税率導入の前提となる「出版倫理コード」の導入に、下記の理由から反対し、取り下げを要望します

記

1. 何人も書籍・雑誌の内容が「有害である」「有害でない」と断定することは出来ず、それらを区分することは不可能である。しかし、敢えて区分し、「出版倫理コード」による区分を設けることは、表現の自由と情報アクセスの自由を強く侵害する
2. 2016年1月18日参議院予算委員会での山田太郎参議院議員（当時）への国会答弁からも明らかのように、民間団体が書籍ごとに税率を決定することは、日本国憲法第84条が定める租税法律主義などに反する
3. 事業者団体（業界団体を含む）が団体の構成員または一定の取引分野において、事実上の流通の制限を行うことを独占禁止法は禁止しており、「出版倫理コード」の導入はそれに抵触する可能性が高い

以上

例えば、日本雑誌協会 雑誌編集倫理綱領 委員会内規抜萃 (<https://www.j-magazine.or.jp/user/guide/index/2>) の1条では、『雑誌編集者は、完全な言論の自由、表現の自由を有する。この自由は、われわれの基本的権利として強く擁護されなければならない。』と宣言しており、これまで表現の自由を強く守ってきた、出版関係団体各位の賢明な判断を期待致します

◆本件についての問い合わせ先◆

エンターテインメント表現の自由の会 担当：西形
<http://afee.jp>
afeejp@gmail.com